

青色申告をするには

青色申告は、必要な帳簿をつけるとともに、税務署に「青色申告承認申請書」を提出しなければなりません。一般の人は、青色申告をしようとする年の3月15日まで（新たに事業を開始した等の場合は、開始の日から2か月以内）に提出します。このときに「青色専従者給与の届出書」をいっしょに提出しますと、同時に専従者給与を支給することができます。

青色申告の帳簿は

むずかしい帳簿をつける必要はありません。現金出納帳を中心とした「簡易帳簿」ですみます。また、現金主義による所得計算の適用を受ける人は、「現金式簡易帳簿」だけの記帳ですみます。

「簡易帳簿」は、次の5冊からなっています。

- 現金出納帳……事業に関係ある現金の出し入れの状況を取引順に記入します。
- 売掛金……得意先ごとに口座を設けて、商品の掛売りや売掛金の回収を記入します。
- 買掛金……仕入先ごとに口座を設けて、商品の掛買いや買掛金の支払を記入します。
- 経費帳……事業に関係のある経費を費目ごとに分けて記入します。
- 固定資産台帳……事業に使っている資産ごとに口座を設け、決算の際に減価償却費を計算するときなどに記入します。

「現金式簡易帳簿」は、現金出納帳一冊で現金主義によって所得を計算することができるような仕組みになっています。

帳簿のつけ方がわからない方は

税務署、豊栄市商工会、青色申告会で、記帳方法等について、ご相談、ご指導いたしますのでお気軽にご相談ください。

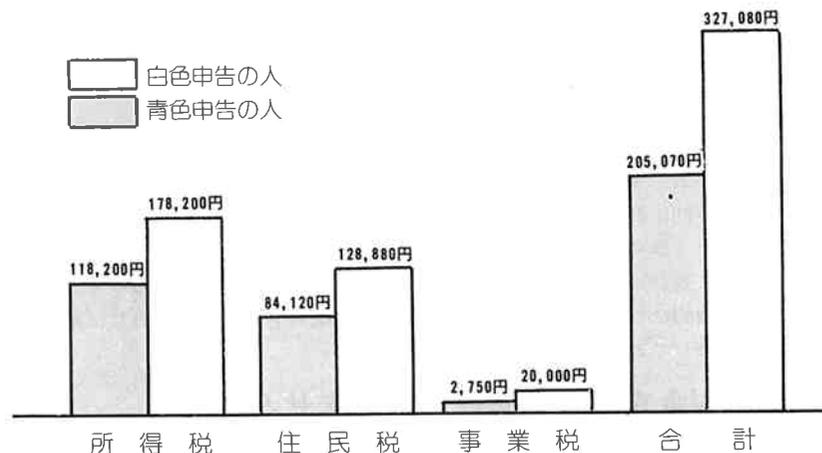
納税は 明るい日本の エネルギー

(葛中3年 月岡真美さん作)

青色申告者と白色申告者との税金の比較 [昭和54年分]

(所得300万円の場合)

このグラフは、青色申告の特典を受ける前の所得が300万円、下記のような場合の税金を比べたものです。青色申告の場合は、合計で122,010円も安くなります。



- 妻がもつぱら事業に従事して、毎月5万円の給料と年間2か月分のボーナスを支給 700,000円
 - 年末の商品たな卸高 1,000,000円
 - 年末の売掛金残高 500,000円
 - 扶養親族 子供2人
 - 社会保険料支払額 146,400円
 - 生命保険料支払額 100,000円
 - 損害保険料支払額(短期) 4,000円
- ※青色申告の人は、みなし法人課税を選択しないものとして計算しました。